

(公社) 神奈川県栄養士会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(公社) 神奈川県栄養士会（以下「会」という）が、インターネットに公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（申込者ホームページへのリンク付き）（以下「広告」という）とし、社団法人の公共性及び、品位を損なう恐れがないもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに関するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸し金業に属するもの
- (6) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (9) その他会ホームページに掲載する広告として適当でないとき会長が認めるもの

(広告掲載期間及び枠数)

第3条 広告を掲載する期間は、原則として6ヶ月または12ヶ月を単位とする。

- 2 広告枠は最大10枠とする。

(広告掲載希望者の公募)

第4条 広告掲載希望者については、会ホームページ及び機関紙「栄養かながわ」他会協議会の印刷物で公募することが出来るものとする。

- 2 公募は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 会長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第5条 広告掲載の申し込みをしようとする者（以下「申込み者」という）は、会ホームページ広告掲載申込み書（第1号様式以下「申込み書」という）を会に提出しなければならない。

ただし、申込み者は賛助会員または、会員とするため、会費の滞納がある場合は、申込み書を提出することが出来ない。

- 2 会長は、前項の申込みがあったときより、その可否を決定し、会ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込み者に通知するものとする。
- 3 会長は、申込み者が第3条の2項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では広告期間の長いものを優先する。
 - (1) 私企業で、賛助会員であり県内に事業所等を有するもの
 - (2) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業
- 4 前項の規定によっても、申込み者が第3条2項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第6条 広告を掲載するための料金は別表1のとおりとする。

- 2 広告掲載期間中、会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ、別表2のとおり掲載期間を延長する。

(広告掲載料の支払い)

第7条 申込み者は広告掲載開始日の15日前までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成・提出)

第8条 広告原稿は、会が指定する方法により申込み者が作成し、申込み書とともに、CD-R等データにより提出するものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月17日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成21年1月31日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成23年5月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

バナー広告基本掲載料

規 格 (1 枠につき)		期間	料金
データサイズ	縦 40 ピクセル・横 200 ピクセル	6 ヶ月 12 ヶ月	15,000 円 30,000 円
データ形式	GIF (アニメーション可)		
データ容量	4kb 以内		

別表2 (第6条関係)

閉鎖した時間	延長する期間
1 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間を超え 48 時間以内	2 日
48 時間を超え 72 時間以内	3 日
72 時間を超え 96 時間以内	4 日
96 時間を越えたとき	閉鎖した日数+1 日